

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌ドーム周辺整備に係る交通計画追加検討業務その2
発 注 課	スポーツ部施設整備担当課
選 定 事 業 者	株式会社ドーコン
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、札幌ドーム周辺のスポーツ交流拠点整備に向け、令和6年度に実施した「札幌ドーム周辺整備に係る交通計画追加検討業務」（以下、「交通計画追加検討業務その1」という。）に同年度実施の「札幌ドーム周辺交通量調査業務」の結果を反映させ、より確度の高い交通対策検討を行うものである。 これは、交通計画追加検討業務その1の成果を基に行われるものであることから、本業務を的確かつ円滑に遂行するためには、同種業務の業務経験を有することはもとより、検討の前提条件を熟知し、これまでの調査・検討の内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 ㈱ドーコンは、令和6年度業務を受託した事業者であり、これまでの検討過程や課題等を熟知しているとともに、すでに習得している知見やノウハウを継続して活用可能であることから、本業務を的確かつ円滑に遂行でき、履行品質の確保が期待できる。 さらに、当法人が本業務を行う場合、前提条件整理等の労力、時間を大幅に省略、短縮できるため、経費削減及び履行期間の短縮が図られることから、競争に付すよりも有利である。 以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当すると判断し、随意契約（特定）により調達することとしたい。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

決 定 日	令和6年12月2日
-------	-----------